

同意書

訪問看護ステーションにおけるリハビリテーションについて、以下の内容をご確認いただき同意をお願い致します。

訪問看護のリハビリテーション

訪問看護ステーションでは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション職員が看護師と連携し訪問看護の一環としてリハビリテーションを実施します。

主治医の指示

厚生労働省の規定に則り、主治医の発行する「訪問看護指示書」の内容に基づいてリハビリテーションを施行します。

看護師の連携

理学療法士等が訪問する場合も看護師と情報を共有しサービスを提供します。また、利用者様の状態を適切に把握するため、看護師が定期的に訪問し、健康状態等の確認・評価を行います。

中止・変更基準

当日に体調の変化が見られた場合や主治医の指示または当事業所の運動中止基準に該当する場合には、安全を優先しリハビリテーションを中止または内容を変更することがあります。

上記内容について説明を受け、訪問看護の一環として理学療法士等のリハビリテーション職員が訪問すること、ならびに看護師との連携及び定期的な看護師の訪問・評価することについて同意します。

利用者氏名

令和 年 月 日

i-なごみ訪問看護ステーション